

委員 長 報 告 書

さる 3 月 7 日の本会議において、本委員会に付託された、
請願第13号 消費税増税中止を求める意見書の提出を求める請願につい
て

を審査するため、3月13日に委員会を開催し、慎重審査の結果、賛成多数で
採択とすべきものと決しましたので、以下その概要を報告します。

記

請願第 13 号の主旨は、家計消費の低迷や深刻な消費不況が続き、実質賃金は伸びず、年金受給額は削減され、格差と貧困が拡大するなか、国は今年 10 月に消費税率を 10%に引き上げようとしているが、地域経済の更なる疲弊、中小企業等の業績悪化、雇用不安を招くなど、国民生活に与える影響は大きいことから、国に対し、10 月での引き上げ中止を求める意見書の提出を求めるものである。

委員から、質疑はありませんでした。

討論に入り、賛成の立場から、消費税が 10%に引き上げられた場合、世帯における消費税負担率は、年収 2,000 万円以上の世帯では 1.8%であるのに対し、200 万円以下の世帯では 10.5%になるという試算結果がある。消費税は低所得者ほど負担が大きくなる不公平税制である。年収 200 万円以下の世帯は多く、増税が重い負担となるのは明らかであり、本請願に賛成する との討論がありました。

反対の立場から、増税は避けたいが、少子高齢化の急激な進展のなか、現役世代に負担が集まる現状では消費税増税に頼るほかない。低所得者への配慮として、生活必需品に対する税率は軽減税率の設定もある。また、大きな状況の変化があれば国は 10 月での増税を中止することも考えられることから、現時点においては本請願に反対する との討論がありました。

賛成の立場から、消費税は、財政規律という観点から基本的には必要と

考えるが、今、アメリカと中国との間に起こっている貿易摩擦がどれだけ世界景気に影響するかわからない非常に不安定な状況にあり、10月の増税は景気低迷につながる可能性があり妥当ではないと考え、本請願に賛成するとの討論がありました。